

Weekly Report

第729号

令和6年1月9日

1月から適用される制度(相続・贈与関連)

本年1月から適用開始となる制度のうち、相続や贈与に係るものは以下のとおりです。

◎マンションに係る相続税評価の見直し……居住用の区分所有財産(分譲マンション)の相続税評価額と市場価格に大きな乖離があることから、令和6年1月以後の相続や贈与で取得した分譲マンション(一室)は、従来の評価額に一定の補正率を乗じて市場価格の6割程度にする評価方法が適用されます。

◎暦年課税による生前贈与の加算期間の延長……相続等により財産を取得した方が、被相続人から生前贈与により取得した財産がある場合に、その贈与財産を相続財産に加算する期間が相続開始前3年以内から「7年以内」となります。なお、令和6年1月以後の贈与で取得する財産に係る相続税に適用されるため、9年1月以後の相続から3年超の加算期間となり、13年1月以後に7年となります。

◎相続時精算課税に係る基礎控除の創設……60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などが贈与を受ける場合、暦年課税に代えて適用できる相続時精算課税について、令和6年1月以後の贈与から年110万円の基礎控除が創設され、基礎控除分の贈与財産は相続財産に加算されません。

◎相続した空き家に係る譲渡所得の特別控除の見直し……相続等により取得した被相続人の居住用家屋等(空き家)を譲渡した場合に譲渡所得から最高3千万円を控除する制度について、令和6年1月以後に行う譲渡から、①家屋の耐震リフォームや取壊し等を「譲渡後」に実施する場合も対象に加える、②被相続人の居住用家屋等を取得した相続人が3人以上の場合は控除額を2千万円に引下げます。

税務事務が集中します・早めのご準備を!

1月は税務事務が集中します。月末に慌てないよう早めに準備をしましょう。

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人(昨年途中で退職した人も)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に、複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有している機械・備品などの償却資産については所有者からの償却資産申告書に基づいて課税される地方税で、市町村等の固定資産税課に提出。

※以上の提出期限は全て1月31日(水)です。

能登半島地震の被災事業者に対する措置

令和6年能登半島地震により被害を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。

現在、石川県・富山県・新潟県・福井県の47市町村に災害救助法が適用され、被災した中小企業に対して災害復旧貸付(日本公庫等)や、セーフティネット保証4号(信用保証協会)など様々な支援措置が実施されています。また、本年1月以降に期限が到来する国税の申告・納付等について、石川県・富山県が納税地の場合は自動的に期限が延長となります(期間未定)